

横浜国立大学学術情報リポジトリ運営指針

制定 平成18年7月13日

改正 平成30年2月8日

教育研究評議会決定

(目的)

1. 横浜国立大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究活動において作成された学術情報等を収集し、横浜国立大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存し、学内外に発信・提供することにより、教育研究の発展に資するとともに、広く社会に貢献しようとするものである。

2. (委員会)

本学に、リポジトリの管理運営に関する重要事項を審議するために、国立大学法人横浜国立大学学術情報リポジトリ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会についての必要事項は、別に定める。

(管理運営)

3. リポジトリの管理運営は、附属図書館が行う。

(登録対象)

4. 登録対象となる学術情報等は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 教育研究活動における研究成果及び教育資源等であること。
 - (2) 次項に規定する者が作成に関与したものであること。
 - (3) 電子的フォーマットで作成されていること。
 - (4) ネットワークを通じて配信できること。

(登録者)

5. リポジトリに学術情報等を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び学生
 - (2) その他学長が特に認めた者

(登録のための手続き等)

6. リポジトリに学術情報等を登録することを希望する者は、別紙の「横浜国立大学学術情報リポジトリ登録者申請書」を附属図書館長に提出することとする。

(学術情報等の登録)

7. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、自らが作成した又は作成に関わった学術情報等を登録することができる。ただし、附属図書館は、登録者の依頼により、その登録作業を代行することができる。

(登録された学術情報等の利用)

8. 本学は、次の方法により、リポジトリに登録された学術情報等を利用する。
- (1) 当該学術情報等を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。
 - (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。
9. 本学は、リポジトリに登録された学術情報等の利用については、次のことを遵守する。
- (1) 8. に掲げる利用方法以外による利用は行わない。
 - (2) ネットワークを通じて学術情報等を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう次の内容を周知する。
 - ・学術情報等の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならないが、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得ることを要しない。

(学術情報等の著作権と利用許諾)

10. 学術情報等の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、本学に対し、8. に掲げる利用を無償で許諾する。
11. 学術情報等の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、本学に対し、8. に掲げる利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。
12. 学術情報等の著作権が登録者以外に帰属している場合は、登録者は、本学に対し、8. に掲げる利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得ていることを証明する書面を提出しなければならない。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合には、これを要しない。
13. 学術情報等がリポジトリに登録された後も、著作権は、本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(学術情報等の削除)

14. 本学は、公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、又は内容が著しく不適切である等の理由により、委員会が削除を決定した場合に、リポジトリに登録された学術情報等を削除することができる。

(留意事項)

15. この指針の適用にあたっては、国立大学法人横浜国立大学職務発明規則及び同研究成果有体物取扱規則等との整合性に留意する。

(別紙)

平成 年 月 日

横浜国立大学学術情報リポジトリ登録者申請書

横浜国立大学附属図書館長 殿

私は、「横浜国立大学学術情報リポジトリ運営指針」に従い、学術研究成果を横浜国立大学学術情報リポジトリに登録することを申請します。

記

(申請者記入欄)

所属		
氏名		印
連絡先	電話	
	FAX	
	E-mail	
ID	希望アカウント	※英数字8桁以内でお願いします。
	パスワード	※英数字8桁以内でお願いします。
備考		